

## 令和6年6月農業委員会総会議事録

日 時 令和6年6月28日（金曜日） 議事開始 午前8時50分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

### 出席委員

【農業委員】 稲田 優 竹下 助範 山下 正成 森永 良仁  
新原 正次 岩屋 美智子 田中 雄策 前原 幸太郎  
田上 みゆき

【推進委員】 宮田 吉人 増田 賢造 津口 えりこ 坂元 清美  
下原 小枝子 杉元 義男 中津 ゆみ子 中津 富夫  
米倉 千春 山口 長徳 園田 義保 吐師 伸次郎  
吉田 尚美 上村 ゆかり

### 欠席委員

【農業委員】 栗下 章二

【推進委員】 山野 真澄 土器 三紀夫 鶴田 幸一

### 事務局職員

事務局長 木原 俊一郎 事務局長補佐 川上 大輔  
農地調整係長 塩入 友之 農地調整係主査 大園 あけみ  
農地調整係主査 宮原 直子 農地調整係主査 田中 美千代  
農地調整係主任主事 馬越脇 浩

議 題

- 報告第 4号 農地等の合意解約について
- 議案第 11号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 12号 農用地利用集積計画について
- 議案第 13号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第 14号 農地法第5条の規定により許可のあった事業計画の変更申請について
- 議案第 15号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 16号 非農地証明願いについて

<p>事務局長</p>	<p>ただいまから、令和6年6月定例農業委員会総会を開催いたします。初めに、会長より挨拶並びに会務報告をお願いいたします。</p> <p>(挨拶及び会務報告)</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>次に、委員の出席状況を報告します。</p> <p>栗下委員、土器委員、山野委員、鶴田委員から会議に欠席する旨の届け出がありましたので報告します。</p> <p>よって、ただいまの出席者数は、農業委員9名、農地利用最適化推進委員14名で定足数に達しています。</p> <p>これより会議を開きます。</p> <p>議事に入る前に、議事録署名委員に山下委員と岩屋委員を指名します。</p> <p>それでは、ただいまから今月の議事に入ります。</p> <p>報告第4号並びに議案第11号から議案第16号までを議題とします。</p> <p>事務局長に議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局長 議長 (会長)</p>	<p>(議案朗読)</p> <p>ただいま議案の朗読が終わりました。</p> <p>これより報告及び審議に入ります。</p> <p>まず、報告第4号、「農地等の合意解約について」を事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、報告第4号、農地等の合意解約についてご説明いたします。</p> <p>1ページをお開きください。</p> <p>今月の合意解約件数は27件です。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>令和6年6月の合意解約一覧につきましては、ご覧の通りでございます。今月の総会案件と関連がないものについて、順番にご説</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>明いたします。</p> <p>整理番号1番及び2番ですが、これは貸し人が受託するため解約するものです。</p> <p>説明が終わりました。質問はありませんか。</p> <p>（質問なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質問がないようですので、以上で報告を終わります。</p> <p>次に、議案第11号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>今月の許可申請件数は、所有権移転7件のみとなります。</p> <p>申請人の住所、氏名は省略し、申請内容については概略を説明します。</p> <p>次の5ページに入ります。</p> <p>整理番号1番、畑1筆、1,636平米の贈与です。</p> <p>整理番号2番、田2筆、4,740平米の売買です。</p> <p>価格は総額〇〇円です。</p> <p>次の6ページになります。</p> <p>整理番号3番、田1筆、332平米の贈与です。</p> <p>整理番号4番、8ページまでになります。</p> <p>田5筆、畑3筆、計8筆の4,783平米の贈与です。</p> <p>整理番号5番、畑1筆、622平米の売買です。</p> <p>価格は総額〇〇円です。</p> <p>整理番号6番、田1筆、294平米の贈与です。</p> <p>備考欄の通り、中津ゆみ子委員の掘り起こしです。</p> <p>9ページになります。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>整理番号7番、畑1筆、848平米の売買です。  価格は総額〇〇円です。  備考欄の通り、増田委員の掘り起こしとなります。  以上所有権移転7件です。  事務局の説明が終わりました。  議案第11号については、各担当委員等に現地確認等をしていただいています。  土地の現地確認と申請人の受け人の確認の状況について、各委員から報告をしていただきます。  まず、所有権移転、整理番号1番の土地の報告を中津富夫委員に、申請人、受け人の報告を米倉委員にお願いします。  まずは、土地の報告を中津富夫委員にお願いします。</p>
<p>中津委員</p>	<p>整理番号1番の農地1筆について報告します。  申請農地は、〇〇自治会内にあり、〇〇南側道路沿いにあります。  基盤整備はされていません。  申請農地の周辺の状況ですが、畑で南東側に一部山林があります。  農地の形状は長方形で、日照、接道も良好です。  申請農地の現況ですが、受け人で栗を植えられて現在は栗園になっています。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、整理番号2番の申請人、受け人の報告を米倉委員にお願いします。</p>
<p>米倉委員</p>	<p>整理番号1番の受け人の状況について報告します。  受け人の営農状況は、本人は会社勤めですが、ご主人が稲作と栗園の専業農家で後継者もいます。  渡し人との関係は、〇〇に当たります。  利用状況としましては、すでに栗の木が植えてあり収穫もしてありました。  地域との調和については、所有農地の管理も行き届いており問題</p>

議長（会長）	ないと判断します。
前原委員	<p>次に、整理番号2番の土地及び申請人、受け人の報告を前原委員にお願いします。</p> <p>整理番号2番の土地について説明します。</p> <p>土地の所在地は、〇〇自治会内にありまして、〇〇から市道を南の方へ行きまして、〇〇手前500メートルから農道を〇〇へ抜ける道路があります。そのそばに位置します。</p> <p>圃場ですが、基盤整備をされており良好な状態です。</p> <p>農地の形状も真四角で問題ありません。</p> <p>それから、農地周辺は全部田んぼで、農道、水路が接続しています。日照、接道、用排水は良好です。</p> <p>調査した日は、すでに水稻が作付けされておりました。</p> <p>特に問題は見当たりませんでした。</p> <p>それから、受け人についてご説明します。</p> <p>ご存じのように、〇〇をされている〇〇さんですが、専業農家です。渡し人との関係は他人です。後継者はいませんが、取得後水稻を作付されるということで、農地の管理、それから地域住民との調和も大変よいということで、特に問題はありませんでした。</p>
議長（会長）	次に、所有権移転、整備番号3番の土地及び申請人、受け人の報告を岩屋委員にお願いします。
岩屋委員	<p>整理番号3番の申請農地と受け人について報告します。</p> <p>申請農地は、国道268号から〇〇方面に入り、〇〇を渡り切ったすぐ右手にあります。基盤整備はされていません。</p> <p>形状は三角形で、日照、用排水は良好です。</p> <p>接道は少し狭いですが、問題はありません。</p> <p>現在稲が作付してありました。</p> <p>受け人の営農状況は、稲作主体の兼業農家です。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>後継者はいますが、まだ若いので家に帰ってくるのはまだ先になるとのことでした。渡し人との関係は他人です。</p> <p>受け人は兼業農家ではありますが、営農にも一生懸命に取り組まれており、所有農地の管理も行き届いて問題ないと判断します。</p> <p>次に、所有権移転、整理番号4番の土地及び申請人、受け人の報告を山口委員にお願いします。</p>
<p>山口委員</p>	<p>それでは、整理番号4番について報告します。</p> <p>（6月）23日、日曜日12時から1時の間に自宅に行き、本人に聴き取りをしました。</p> <p>田5筆、畑3筆、計8筆です。</p> <p>申請農地は8筆とも〇〇自治会内です。</p> <p>田について報告します。</p> <p>場所は、〇〇通りを南へ、〇〇のところを南の農道を東へ500メートル行き、左の方を北へ200メートル行ったところに（字）〇〇の2筆が広がっています。</p> <p>基盤整備が行われた水田で、田植えがすでに終わっていました。</p> <p>日照、接道とも良好です。</p> <p>次に、〇〇の田んぼに移ります。</p> <p>〇〇の南の農道を東へ500メートル行き、水路沿いの南の方の田んぼです。田植え済みでした。日照、接道とも良好です。</p> <p>次に、〇〇について、〇〇を過ぎ〇〇のところから、山麓線を東へ300メートル、高速のトンネルがありますが、手前を北へ150m行ったところの道路沿いの西側の田んぼです。</p> <p>ここも田植え済みでした。日照、接道ともに良好です。</p> <p>次に、〇〇について、高速道路のトンネルを抜け、道路沿いの南側の水田です。南側は杉山で、日照が悪く、作付はされてありませんでした。接道は良好です。</p> <p>次に、畑3筆について報告します。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>山麓線を東へ行きますと、〇〇集落があります。</p> <p>10戸ほどの集落ですが、南の高台に畑があります。</p> <p>3筆とも1ヶ所にあり、南側は杉山、前作を取り上げ耕うんしてありました。形状も良く、管理もよく行き届いていました。日照は普通、接道は良好でした。</p> <p>続いて、受け人の報告をします。</p> <p>受け人は東京で働いていましたが、定年後、高齢の母親の介護を看るため帰って来られました。今回母親が施設に入られることになり、贈与されることになったと話されていました。</p> <p>所有農地の管理も行き届き適切と判断します。</p> <p>次に、所有権移転、整理番号5番の土地及び申請人、受け人の報告を事務局にお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号5番の農地につきまして、土器委員の調査報告を代読します。申請農地の場所ですが、〇〇自治会内で、アパート〇〇の手前を左折しまして、30メートルほど入ったところの分岐点付近です。基盤整備はされていません。</p> <p>農地の形状は悪いですが、農地が広いため農作業はしやすいようです。</p> <p>申請農地付近の景観は、住宅が点在していますが、日照、接道、用排水は良好です。</p> <p>現在の申請農地は耕うんされており、何ら問題ないと判断しました。</p> <p>続きまして、受け人について調査報告を代読します。</p> <p>受け人は〇〇自治会に居住しており、営農状況としては、大工との兼業農家で後継者はいます。渡し人との関係は友人です。</p> <p>農地の取得後は、畑で露地栽培として利用する予定です。</p> <p>所有農地の畦畔は良好な状態であり、農地取得後は、地域との取り組みにも協力していくとのことでした。</p>

議長（会長）	以上代読により報告します。
中津ゆみ子委員	次に所有権移転、整理番号6番の土地及び申請人、受け人の報告を中津ゆみ子委員にお願いします。 整理番号6番の農地1筆について報告します。 申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はしてありません。申請農地はヨシが密集して、山林が隣接した条件の悪い場所ですが、周りには水稻が作付けされています。 用排水、日照は良いですが、接道はあまり良くありません。 続いて、受け人について報告します。 受け人は、〇〇自治会内にいます。営農状況は専業です。後継者はいて、取得後の利用状況はもち米を栽培されるそうです。 所有農地の畔の管理も良好で、地域との調和についても問題ないと判断しました。
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号7番の土地及び申請人、受け人の報告を増田委員にお願いします。
増田委員	受け人と申請農地の両方の調査について報告します。 整理番号7番、申請地及びその周辺の状況について、申請地は畑で、現在畑かんの受益地になっています。日照、接道は良好です。 受け人の営農状況ですが、稲作と園芸の専業農家です、地域との調和について、譲受人は専業農家で所有農地の管理も行き届いており問題ないと判断しました。
議長（会長）	各委員の説明が終わりました。 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。
事務局	今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第5号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。 農地法第3条第2項第6号につきましては、委員の皆様から事前調査の報告がありました通り、地域との調和要件など問題はない

議長（会長）	<p>ということです。</p> <p>したがって、計7件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>ただいま各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第11号の審議に入ります。</p> <p>なお、整理番号2番の譲受人は〇〇委員であります。</p> <p>整理番号2番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員退席）</p>
議長（会長）	<p>それでは、整理番号2番について各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。整理番号2番は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。よってお諮りの通り決定します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員着席）</p>
議長（会長）	<p>それでは、整理番号2番を除く議案第11号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。整理番号2番を除く議案第11号は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>

議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。よってお諮りの通り決定します。</p> <p>次に、議案第12号、「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第12号、農用地利用集積計画について説明します。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>今月の計画件数は、所有権移転5件となっています。</p> <p>申出人の住所、氏名、備考欄につきましては特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。</p> <p>また、法人の場合は年齢が空欄となります。</p> <p>11ページです。</p> <p>整理番号1番、畑1筆、767平米の売買です。</p> <p>価格は、総額〇〇円です。</p> <p>整理番号2番、11ページから12ページです。</p> <p>田5筆、5,999平米の売買です。</p> <p>価格は、総額〇〇円です。</p> <p>整理番号3番、12ページから13ページです。</p> <p>田3筆、6,960平米の売買です。</p> <p>価格は、総額〇〇円です。</p> <p>整理番号4番、13ページから14ページです。</p> <p>田3筆、4,523平米の売買です。</p> <p>価格は、総額〇〇円です。</p> <p>整理番号5番、田1筆、1,443平米の売買です。</p> <p>価格は、総額〇〇円です。</p> <p>以上計画内容は市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>

議長（会長）	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第12号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第12号は原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。よってお諮りの通り決定します。</p> <p>よって議案第12号については、原案の通り決定した旨を市長に通知します。</p> <p>次に、議案第13号、「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号、農用地利用集積等促進計画について説明します。</p> <p>別冊の資料をご覧ください。</p> <p>今月の計画件数は50件です。</p> <p>申出人の住所、氏名、借賃、備考欄につきましては特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。</p> <p>それでは、資料の16ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、田4筆、3,440平米の使用貸借です。</p> <p>吐師委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号2番、畑1筆、3,026平米の使用貸借です。</p> <p>整理番号3番、畑4筆、11,657平米の使用貸借です。</p> <p>整理番号4番、畑4筆、14,198平米の使用貸借です。</p> <p>整理番号5番、畑2筆、11,263平米の賃貸借です。</p>

17ページをご覧ください。

整理番号6番、田4筆、2, 576平米の賃貸借です。

整理番号7番、畑1筆、田5筆、計6筆、3, 353平米の賃貸借です。

整理番号8番、田3筆、6, 080平米の賃貸借です。

園田委員の掘り起こしです。

整理番号9番、田2筆、2, 119平米の賃貸借です。

園田委員の掘り起こしです。

整理番号10番、田1筆、1, 381平米の使用貸借です。

園田委員の掘り起こしです。

整理番号11番、田1筆、2, 030平米の賃貸借です。

園田委員の掘り起こしです。

18ページをご覧ください。

整理番号12番、田5筆、4, 343平米の使用貸借です。

整理番号13番、田1筆、1, 865平米の使用貸借です。

整理番号14番、田2筆、1, 075平米の使用貸借です。

整理番号15番、田1筆、1, 057平米の賃貸借です。

整理番号16番、田4筆、3, 544平米の賃貸借です。

整理番号17番、田5筆、4, 083平米の賃貸借です。

19ページをご覧ください。

整理番号18番、田3筆、2, 954平米の賃貸借です。

整理番号19番、田2筆、938平米の賃貸借です。

整理番号20番、田4筆、5, 706平米の賃貸借です。

整理番号21番、田1筆、2, 367平米の賃貸借です。

整理番号22番、田1筆、398平米の賃貸借です。

整理番号23番、畑1筆、3, 138平米の賃貸借です。

整理番号24番、田2筆、3, 452平米の賃貸借です。

整理番号25番、田2筆、1, 511平米の賃貸借です。

20ページをご覧ください。

整理番号26番、田1筆、1, 637平米の賃貸借です。

整理番号27番、田2筆、1, 427平米の賃貸借です。

整理番号28番、田1筆、2, 422平米の使用貸借です。

整理番号29番、田3筆、4, 079平米の賃貸借です。

整理番号30番、田1筆、723平米の賃貸借です。

整理番号31番、20ページから21ページです。

畑18筆、田1筆、計19筆、55, 209平米の使用貸借です。

整理番号32番、田2筆、4, 344平米の賃貸借です。

整理番号33番、田3筆、5, 254平米の賃貸借です。

整理番号34番、田4筆、2, 691平米の賃貸借です。

22ページをご覧ください。

整理番号35番、田3筆、1, 890平米の賃貸借です。

整理番号36番、畑2筆、田2筆、計4筆、5, 596平米の賃貸借です。中津富夫委員の掘り起こしです。

整理番号37番、田5筆、3, 831平米の賃貸借です。

整理番号38番、田4筆、1, 980平米の賃貸借です。

整理番号39番、田1筆、1, 449平米の賃貸借です。

23ページをご覧ください。

整理番号40番、田1筆、271平米の使用貸借です。

整理番号41番、畑1筆、994平米の使用貸借です。

整理番号42番、田2筆、720平米の使用貸借です。

整理番号43番、畑1筆、1, 746平米の賃貸借です。

整理番号44番、田1筆、1, 549平米の賃貸借です。

整理番号45番、田4筆、3, 378平米の賃貸借です。

整理番号46番、田1筆、567平米の賃貸借です。

整理番号47番、田8筆、23ページから24ページです。

田8筆、5, 638平米の賃貸借です。

議長（会長）	<p>整理番号48番、田1筆、2, 147平米の賃貸借です。  整理番号49番、田6筆、3, 472平米の使用貸借です。  整理番号50番、田2筆、2, 047平米の賃貸借です。  以上本計画において、賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、及び農作業に従事することなど何ら問題ないと考えます。  別紙配付資料の表紙の議案番号が、第14号になっていますが、第13号に修正をお願いいたします。  事務局の説明が終わりました。  これより議案第13号の審議に入ります。  まず、整理番号5番の受け手は、〇〇委員が役員を務める法人です。よって、整理番号5番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。  〇〇委員の退席をお願いします。  （〇〇委員退席）</p>
議長（会長）	<p>それでは、整理番号5番について各委員の質疑を求めます。  質疑ありませんか。  （質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。  お諮りします。  整理番号5番は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。  （全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。  よってお諮りの通り決定します。  〇〇委員の退席を解きます。  （〇〇委員着席）</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号17番の出し手は、〇〇委員と同居する親族です。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>よって、整理番号17番は、農業委員会に対する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員退席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、整理番号17番について各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>整理番号17番は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よってお諮りの通り決定します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員着席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、整理番号30番の受け手は、〇〇委員と同居する親族です。</p> <p>よって、整理番号30番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員退席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、整理番号30番について各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>整理番号30番は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>

議長（会長）	（全員挙手） 全員賛成と認めます。 よってお諮りの通り決定します。 〇〇委員の退席を解きます。
議長（会長）	（〇〇委員着席） それでは、整理番号5番、17番、30番を除く議案第13号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。
前原委員	23ページ、整理番号40番から43番までの受け手は同一人物と思いますが、住所が異なるのはなぜですか。
事務局	同一人物です。引っ越しをされて住所変更されていましたが、全部に反映されてなかったものです。修正をお願いします。〇〇の方が正しいです。
議長（会長）	よろしいですか。
前原委員	はい。
議長（会長）	他に質疑はありますか。
杉元委員	21ページの32番、受け手が個人となっていますが、法人の代表でもあります。法人での申請ではありませんか。
事務局	この農地に関しましては、本人に確認したところ、個人名で契約してほしいということで、〇〇の代表者ではありますが、〇〇で借りる分と、個人で借りる分とありまして、この農地につきましては個人での貸借になります。
議長（会長）	他にありませんか。
議長（会長）	（質疑なし） 質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号5番、17番、30番を除く議案第13号は原案の通り承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

<p>議長（会長）</p>	<p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第13号はお諮りの通り決定します。</p> <p>また、原案の通り、宮崎県農業振興公社に農用地利用促進計画の作成を要請します。</p> <p>ここで、10分間の休憩をとります。</p> <p>9時50分に再開いたします。</p> <p>（休憩 午前9時40分）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>次に、議案第14号、「農地法第5条の規定による許可のあった事業計画の変更申請について」、議案第15号、「農地法第5条の規定による許可申請について」、及び議案第16号、「非農地証明願いについて」を一括議題とします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第14号、農地法第5条の規定により許可のあった事業計画の変更申請についてご説明いたします。</p> <p>25ページをお開きください。</p> <p>変更申請件数は1件で、申請人等の住所、氏名については省略させていただきます。</p> <p>26ページです。</p> <p>整理番号1番、申請地は、大字〇〇、田1筆、1,067平米を太陽光発電設備として、令和5年3月に許可を受けましたが、工事に係る進入路に損傷を及ぼす恐れがあり、別の進入路が必要になったものです。</p> <p>また、申請地西側の雑木伐採を予定しておりましたが、交渉が難航し太陽光パネル配置計画変更を申請するものです。</p> <p>工事期間は令和6年9月1日から12月31日までとなっています。</p>

事業費につきましては、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、機材工事費〇〇円、諸費用〇〇円、進入路使用料〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金で対応されます。

雨水につきましては、地下浸透にて処理します。

続きまして、議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

今月の許可申請件数は3件で、申請人等の住所、氏名、立地基準については省略させていただきます。

28ページです。

整理番号1番、申請地は、大字〇〇、畑3筆、889平米を農家住宅及び通常通路として申請するものです。

通路につきましては、追認申請となり、申請人から顛末書の提出がございます。

権利関係は贈与です。

工事期間は、許可日から令和6年11月15日までとなっております。

事業費につきましては、造成費〇〇円、建設費〇〇円、計〇〇円を融資にて対応されます。

生活排水については、西側水路を通じて道路側溝に処理します。

整理番号2番、申請地は、大字〇〇、田1筆、2,919平米を駐車場として申請するものです。

既存の駐車場を返却することになり、また自社駐車場に社員寮を建設するため、新しい駐車場が必要となったものです。

申請地は第1種農地のため、原則不許可となりますが、既存の施設の拡張のため不許可の例外規定が適用されます。

権利関係は売買で、工事期間は、令和6年9月から1ヶ月です。

事業費につきましては、土地購入費〇〇円、造成費〇〇円を自己資金で対応されます。

<p>議長（会長）</p>	<p>雨水については、地下浸透にて処理します。</p> <p>29ページです。</p> <p>整理番号3番、申請地は、大字〇〇、田2筆、1,656平米のうち1,184平米を太陽光発電設備として申請するものです。権利関係は地上権設定で、30年間となります。</p> <p>工事期間は許可日から令和6年12月31日までです。</p> <p>事業費につきましては、土地賃借料〇〇円、外構工事費〇〇円、建設費〇〇円、管理費〇〇円、計〇〇円を自己資金で対応されます。</p> <p>続きまして、議案第16号、非農地証明願いについてご説明いたします。</p> <p>30ページをご覧ください。</p> <p>今月の許可申請件数は4件です。</p> <p>申請人等の住所、氏名、立地基準については省略させていただきます。</p> <p>31ページです。</p> <p>整理番号1番、申請地は、大字〇〇、畑2筆、614平米です。申請理由は山林です。</p> <p>整理番号2番、申請地は、大字〇〇、畑1筆、602平米です。申請理由は原野です。</p> <p>整理番号3番、申請地は、大字〇〇、畑1筆、652平米です。申請理由は原野です。</p> <p>整理番号4番、申請地は、大字〇〇、田2筆、1,690平米です。申請理由は原野です。</p> <p>農用地域内農地ですが、農振担当課と協議済みです。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第14号、議案第15号及び議案第16号については、去る6月26日に、第3小委員会で審議がされていますので、ここで</p>
---------------	---

第3小委員会副委員長

第3小委員会副委員長から報告をお願いします。

それでは、座って第3委員会の報告させていただきます。会長からの招集を受けまして、6月26日に委員8名、事務局3名の計11名の出席の下、第3小委員会を開催しました。

今回の議案は、5条計画変更申請1件、5条申請3件、非農地証明願4件、計8件です。

議案第14号、農地法第5条、事業計画変更申請の整理番号1番について説明します。

申請人は、太陽光発電設備として令和5年3月に転用許可を受けましたが、進入路変更及び太陽光パネル配置計画の変更の必要が生じ申請されたものです。

場所は、〇〇から国道〇〇号を西へ約200m過ぎて、そこからさらに南へ150mのところに位置します。

申請地の状況は、北側は農地、南側は雑種地、及び農地、東側は農地、西側は道路に接しています。周辺には太陽光パネルが既に設置されてありました。

今回の変更計画での周囲農地への影響はないと判断し、その他特に問題は見当たりませんでした。

続いて、議案第15号、農地法第5条申請の整理番号1番について説明します。

譲受人は、農家住宅を建設したく親より贈与にて親の住宅と隣接する土地を分筆して申請地を取得後、宅地転用するものです。

あわせて、市道工事の際にすでに整備している申請地への通路を追認申請されています。

場所は、〇〇自治会内で、〇〇線の南側集落内の〇〇公民館の道路真向かいに位置します。

申請地の状況は、北側及び南側は親族の宅地に接しており、東側は宅地及び農地、西側は農地に接しています。周囲への農地への

影響はないと判断し、その他特に問題は見当たりませんでした。  
次に、整理番号2番について説明します。  
譲受人は、〇〇を行う法人であり、社員寮の新設に伴い、現在使用している駐車場を所有者へ返還することとなり、新たな駐車場敷地が必要となり現駐車場の隣接農地を利用するため、申請されたものです。  
場所は、〇〇地区の〇〇敷地の西側に位置します。  
申請地の状況は、北側は農地、南側は宅地、東側は工場敷地であり宅地と雑種地で、西側は農地に囲まれています。申請地は不正形地であり、長らく遊休化しておりました。周囲の農地への影響はないと判断し、その他特に問題は見当たりませんでした。  
次に、整理番号3番について説明します。  
譲受人は、太陽光発電設備を建設したく適地を探していたところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので申請されたものです。  
場所は、〇〇へ上る途中で、以前〇〇道沿いに隣接する斜面に大規模な〇〇があったところで斜面一帯に現在大規模な太陽光パネルが設置してあるところがありますが、そこから少し下の方で、〇〇の集落が切れるところであり、その道路から南へ少し下った農地になります。  
申請周辺には3戸ほど民家がありました。土地所有者は、そのうちの1戸の住民でございます。申請地の北側、南側および西側は農地で、周辺農地は斜面のため段々の形状となっておりました。今回の申請地は、同じ段になっており、そこに太陽光パネルを設置されます。  
周囲の農地への影響はないと判断し、その他特に問題は見当たりませんでした。  
次に、議案第16号、非農地証明願いについてご説明いたします。  
整理番号1番申し出地は〇〇地区にあり、〇〇から国道〇〇号に

〇〇方面へ進み、最初の四差路を北へ約1.6km進んだところに位置します。道路に沿って南北に水田が広がっていますが、その周りは山林に囲まれています。

願い出地は2か所に分かれておりまして、1か所はこの道路沿いにありました。もう1か所は、この道路を隔てて農地のさらに反対側にあり、南西方向の山林の一部に囲まれています。いずれも周囲の山林の一部となっており、非農地は明らかな状況でした。周辺農地への影響等、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号2番の申し出地は〇〇地区にあり、〇〇を〇〇方面へ約300m進み、さらに西へ約100m進んだところに位置します。〇〇公民館のすぐ西側に当たります。

願い出地は、願い出人の子が住む住宅に隣接しており、その住宅とさらに東側の市道に挟まれており、孟宗竹が繁茂し、北側の山林と一体化しており非農地化していました。

特に問題は見当たりませんでした。

整理番号3番申し出地は、〇〇地区の西側にあり、〇〇の前を東へ約500m進んだところの道路沿い南側農地を隔てた、さらに南側に位置します。畑かん事業の実施地区のエリア外に当たります。

願い出地は、北側では細い農道がありますが、南、東、西側は山林又は原野に接しており、獣害対策用の柵の外になっていました。現地は、雑木に加え、笹竹が繁茂しており、長年遊休化し非農地化している状況でした。

特に問題は見当たりませんでした。

整理番号4番の願い出地は、〇〇地区にあり、〇〇前の市道を上〇〇方面へ上っていく途中約1.5kmのところから東側の道路へ入って200mほどのところに位置します。

周辺は、山林に囲まれ、一部農地として耕作されていましたが、

<p>議長（会長） 事務局</p>	<p>杉の伐採もされていきました。</p> <p>願い出地は、雑草が繁茂していましたが、数年前までは耕作されてきたのだらうと推測されました。しかしながら、願い出地一帯は、両サイドに大きな杉や雑木が繁茂し、日照条件や道路条件がわるく、願い出地と連なるその先の農地もすでに荒廃しており、山林化していくであろうと予測されました。</p> <p>また、願い出地は、農振法上の農用地区域、いわゆる青地であります。非農地とすることで農用地区域からの除外もやむを得ない場所だと判断しました。除外については事務局のほうで市の畜産農政課と事前協議済みということですので、耕作条件不利地域として営農に適さず、非農地としてもやむを得ないと判断しました。</p> <p>以上、第3小委員会は、慎重審議しました結果、全会一致で農地法第5条変更申請、第5条申請については許可相当、そして、非農地証明願いについては、非農地としてやむをえないと判断しました。</p> <p>皆さまのご審議をお願いしまして、第3小委員会の報告を終わります。</p> <p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。</p> <p>判断根拠をご説明いたします。</p> <p>農地法第5条の規定による変更許可申請、転用許可申請においては、一般基準につきましては申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。</p> <p>立地基準につきましても、小委員会報告にありました通り問題ないとのことでございます。</p> <p>また、非農地証明願いについて県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断します。</p>
-----------------------	--

議長（会長）	<p>よりまして、今月の議案第14号から第16号の計8件につきましては転用許可基準及び非農地判断基準をすべて満たしていると判断します。</p> <p>第3小委員会副委員長報告及び事務局の説明が終わりました。これより議案第14号、議案第15号及び議案第16号の審議に入ります。</p> <p>議案第14号、議案第15号及び議案第16号について一括して各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
増田委員	<p>29ページです。地上権の設定が30年になっていますが、太陽光パネルの寿命はどれくらいでしょうか。</p>
事務局	<p>一概には製品の状況で違うかもしれませんが、大体10年から15年ぐらいを経ってからパネルの交換をされるだろうと思っております。詳細についてはわかりません。</p>
議長（会長）	<p>よろしいですか。</p>
増田委員	<p>はい。</p>
議長（会長）	<p>他にないですか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>他に質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>議案第14号、議案第15号及び議案第16号に対する第3小委員会の判断は、許可相当及び非農地として承認相当であります。また、事務局の判断も許可相当または非農地として承認相当です。お諮りします。</p> <p>議案第14号、議案第15号及び議案第16号は原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>議案第14号、議案第15号及び議案第16号は原案の通り決定</p>

	<p>します。</p> <p>また、議案第14号、議案第15号については許可相当として知事に意見書を送付します。</p> <p>以上で本日の議案審議は終了しました。</p> <p style="text-align: right;">午前11時15分終了</p>
--	---